

## コミュニケーション行為理論の論理構造 (下)

### The Logic in the Theory of Communicative Action

永井 彰

Akira Nagai

#### 4 コミュニケーション行為概念をめぐる いくつかの論点

##### (1) コミュニケーション行為の下位類型

これまで検討してきたように、コミュニケーション行為の根本的な特質は、批判可能な妥当性要求の呈示とその相互承認にもとづくという点に求められる。ハーバマースは、こうした特徴づけをつかみだすことによって、コミュニケーション行為概念の論理構造を明示化しえたということが出来る。ハーバマースは、言語行為の分析を利用して、意思疎通が目的活動には還元しえないことをしめすとともに、そのことの論証をつうじて、「了解」が「影響力行使 (Einflußnahme)」とならぶもう一つの行為整合メカニズムとして機能していることを解明しえたといえよう<sup>1)</sup>。

さてここでは、コミュニケーション行為にかんするこうした特徴づけをふまえたうえで、コミュニケーション行為概念をめぐるいくつかの論点について検討し、コミュニケーション行為概念についての理解を深めていくことにしたい。そこでまず最初に取りあげておきたいのは、コミュニケーション行為にはいかなる下位類型が設定されるのかという論点である。そのさい、さきにのべたコミュニケーション行為概念の特徴づけによって獲得された視座から、コミュニケーション行為の下位類型がどのように整理されるのかという点に留意して、その解明をすすめていくことにしよう。

いまここで、コミュニケーション行為の基本的な特質として、妥当性要求の呈示とその相互承認という点をあらためて確認したけれども、こうした基本的特質の把握は、コミュニケーション行為

の下位類型を設定するにあたっても活用されることとなる。つまりハーバマースはまず、この妥当性要求というものを分類し、その分類にもとづいて、コミュニケーション行為の下位類型を体系的に構築しようとするのである。ハーバマースによれば、妥当性要求には次の3種類のものをあげることが出来るという。すなわち、真理性要求 (Wahrheitsanspruch)、正当性要求 (Richtigkeitsanspruch) および誠実性要求 (Wahrhaftigkeitsanspruch) の三つである<sup>2)</sup>。ハーバマースにしたがえば、これら三つの妥当性要求について、以下のようにまとめることが出来る<sup>3)</sup>。

##### ①真理性要求

おこなわれた言明が真である (ないしは、言及されている命題内容の存在前提がじっさいにみたされている) とする要求。

##### ②正当性要求

当の言語行為が、妥当している規範的文脈にてらして正当である (ないしは、その言語行為のみたすべき規範的文脈それじたいが正統的である) とする要求。

##### ③誠実性要求

話し手の顕在的な意図が、発言されたとおりに思念されているとする要求。

このように話し手は、まず第1には、言明ないしその存在前提にたいして、真理性を要求しているのであり、ついで第2には、正統的に規制された行為およびその規範的文脈にたいして、正当性を要求しているのであり、さらに第3には、主観的体験の表明にたいして、誠実性を要求しているのである<sup>4)</sup>。話し手は、意思疎通に指向した発言

をおこなうことによってこれら三つの妥当性要求を呈示しているのであり、そうした要求にたいして、もし聞き手の側に疑問があるばあいには、聞き手はこれら三つの妥当性要求のそれぞれにたいして異議をとなえることができる。

さて、ハーバマースの理論においては、こうした三つの妥当性要求には、それぞれ一つの「世界(Welt)」概念が対応するとされている。すなわち、真理性要求には客観的世界(objektive Welt)が、正当性要求には社会的世界(soziale Welt)が、誠実性要求には主観的世界(subjektive Welt)が、それぞれ対応しているというわけである。そこで、これら三つの世界概念の内容について確認し、その意味あいを検討しておくことにしたい。ハーバマースにしたがえば、これら三つの世界について、次のようにまとめることができる<sup>5)</sup>。

#### ①客観的世界

実在物の総体であり、それについては真なる言明が可能である。

#### ②社会的世界

正統的に規制された対人関係の総体。

#### ③主観的世界

当の行為者本人にのみ特権的に接近することのできる体験の総体であり、そうした体験について話し手は、聞き手のまえで誠実に話すことができる。

コミュニケーション行為をいとなむ行為者は、発言をおこなうことによって何らかの妥当性要求をにかけているわけだが、その行為者は、そうした妥当性要求をかけることによって、それに対応する世界を引きあいにだしている。ここでの世界という概念にはもともと、実在している事態の総体という意味あいが含まれていたのだけれども<sup>6)</sup>、ハーバマースは、世界という概念からその存在論的な意味あいを取りさり、コミュニケーション理論上の概念として位置づけなおそうとする。ハーバマースによれば、これら三つの世界は、コミュニケーション過程のなかで共通に仮定されている座標系だというのである<sup>7)</sup>。行為者たちにとって行為の制限としてたちあらわれてくるものは、状況の構成要素としてとらえられるのであり、それゆえ行

為者たちによって主題化されうることがらとされる。話し手と聞き手とが何ごとかについて意思疎通しようとしているとき、かれらはさまざまな事態を取りあげているわけだが、そのことをつうじてそうした事態を、客観的世界のなかへと事実として帰属させたり、社会的世界のなかへと規範として帰属させたり、主観的世界のなかへと体験として帰属させたりしている。その意味において、これら三つの世界は、コミュニケーション過程における座標系としての機能をいとなんでいるとハーバマースはいうのである。行為者たちは、意思疎通することをつうじて、これら三つの世界のなかの何ものかについて言及しているということができるのであり、この点に着目するなら、これら三つの世界は、そうしたコミュニケーション過程において主題化されるものの総体だということが出来る。そうしてみると、世界のなかへと帰属されたことがらは、状況の構成要素として意思疎通の対象となるのであり、この点において世界は、生活世界と対比的な概念として設定されていることに注意しておこう<sup>8)</sup>。というのも生活世界はさしあたり、意思疎通過程の背景としてその機能をいとなむものとされているのであり、関与者にとっては自明で、主題化をまぬかれた意味領域とされているからである<sup>9)</sup>。

ところで、コミュニケーション行為をいとなむ行為者は、ある発言をおこなうことによって、こうした三つの妥当性要求を同時にかけているのであり、したがって原則的にはこれら三つの妥当性要求のいずれについても異議をとなえることができる。このことを説明するために、ハーバマースは次のような例を用いている<sup>10)</sup>。

ゼミナールの場面において、教授がゼミナールのある参加者にたいして、「一杯の水をもってください」と要請した。その学生は、自分に向けられた発言を命令ではなく、意思疎通に指向した態度で遂行された言語行為であると理解した。ハーバマースが呈示するのは、こうした事例である。ハーバマースによれば、こうしたばあい、このゼミナール参加者は、原則的には、三つの妥当性の局面においてこの要請を拒否することができるのだという<sup>11)</sup>。

まず第1に、この学生はしかるべき存在前提が

あてはまっているという点に疑問をさしはさむことができる。「いいえ。いちばん近い水道でもとても離れているので、セミナーが終了するまでに戻ってこれることはできません」。このばあいには、こうした所与の事情のもとで教授が真理であることを前提にしているにちがいない言明そのものに疑いがさしはさまれている。ついで第2に、教授の要請の規範的正当性に異議をとなえることができる。「いいえ。私をあなたの被雇用者のように取り扱うことはできません」。このばあい、所与の規範的文脈において教授の行為が正当であるという点に疑いがさしはさまれている。さらに第3に、この学生は、教授の発言の主観的誠実性に疑問を提起することができる。「いいえ。ほんとうは先生は、他のゼミナール参加者のまえて、私に誤った印象を与えるという意図だけをもっておられるのです」。このばあい、教授が発言したとおりに思念しているという点に異議が唱えられているのであり、教授は発語媒介効果を達成しようとしているのではないかとの疑念が、表明されているのである。このように、ハーバマースによれば、コミュニケーション行為を遂行しようとしたばあい、三つの種類の妥当性要求が同時にかかげられているのであり、したがってこれら三つの妥当性要求のなかのどれにたいしても、疑問をさしはさむことができる。しかもこのことは、意思疎通に指向した言語行為のすべてにあてはまるのだという<sup>12)</sup>。

さて、意思疎通に指向した言語行為は、原則的には、三種類の妥当性要求を同時にかかげているわけだが、そのさい話し手が三つの妥当性の局面のうち、とくにどの局面において自分の発言を理解させたがっているかについては、その言語行為の発語内の役割に着目することによって読み取ることができるのだという<sup>13)</sup>。まず第1に、話し手は、ある言明をおこなったり、何ごとかを主張したり、物語ったり、説明したり、叙述したり、予言したり、究明したりするときには、真理性要求の承認にもとづいた了解を聞き手とのあいだに追究している。第2に、話し手が指令を与えたり、約束したり、誰かを任命したり、訓戒を与えたり、何かを買ったり、誰かと結婚したりするばあい、そこにおける了解は、その関与者たちが当の行為を正当なものとして通用させるかどうか依存し

ている。第3に、話し手が体験文を発言したり、何ごとかを漏らしたり、告白したり、公表したりするばあい、そこにおける了解は、誠実性要求の承認にもとづいてのみ成立しうる。

こうしたハーバマースの視座からすると、意思疎通に指向した言語行為は、その純粋型においては、真理性要求、正当性要求および誠実性要求のうちのいずれか一つをきわだたせているということができるのであり、この点に着目すれば、意思疎通に指向した言語行為の類型論を構築することができる。すなわち、事実確認的言語行為 (konstativer Sprechhandlung)、規制言語行為 (regulativer Sprechhandlung) および表出的言語行為 (expressiver Sprechhandlung) という三つの言語行為からなる類型論である<sup>14)</sup>。

#### ① 事実確認的言語行為

主として真理性要求がかかげられている。ここにおいては、基本的な言明文が用いられている。

#### ② 規制言語行為

主として正当性要求がかかげられている。ここにおいては、(指令のばあいのように)基本的な要請文があらわれたり、(約束のばあいのように)基本的な意図文があらわれたりする。

#### ③ 表出的言語行為

主として誠実性要求がかかげられている。ここにおいては、(1人称現在の)基本的な体験文があらわれる。

ただし、これまでの検討からも明らかなように、ここでの類型論は、あくまでも純粋的なものとして理解されなければならないのであり、その点において、コミュニケーション行為と戦略的行為とを区別するさいの類型論とは意味あいをまったく異にしていることに注意しておこう。コミュニケーション行為と戦略的行為とを区別するばあい、これらの行為は、その基本的特質において相いれないものと位置づけられており、それゆえ個々の社会的行為は、コミュニケーション行為か戦略的行為かのいずれかに分類されうるものとされている。つまりコミュニケーション行為と戦略的行為との類型論は、いわば背反しあうものから構成さ

表1 言語に媒介された相互行為の純粋型<sup>1)</sup>

行為類型	形式的語用論の メルクマール	特徴的な 言語行為	言語の機能	行為の指向	基本的な 態度	妥当性要求	関連する 世界
戦略的行為		発語媒介行為、命令 <sup>2)</sup>	相手へと影響を与える	成果に指向した	客観化的態度	〔実効性〕	客観的世界
会話 (事実確認的言語行為)		事実確認的言語行為	事態の叙述	意思疎通に指向した	客観化的態度	真理性要求	客観的世界
規範に規制された行為		規制的语言行為	対人関係の創出	意思疎通に指向した	規範同調的態度	正当性要求	社会的世界
ドラマトウルギカルな行為 <sup>3)</sup>		表出的言語行為	自己呈示	意思疎通に指向した	表出的態度	誠実性要求	主観的世界

註1) TKH, I, S. 439. 邦訳(中)73頁、をもとに作成。

2) ハーバマースは、言語に媒介された戦略的行為として命令を考察しており、そのかぎりにおいて表のこの場所に命令を位置づけることができる。ただし、発語媒介行為をモデルとして命令という言語行為を分析することはできない。ハーバマースは、命令という言語行為もまた発語媒介行為をモデルとして分析しようという印象をあたえているというそのかぎりにおいて、この表には不適切な面があることを認めている。この論点については、本稿(中)の註49を参照されたい(『長野大学紀要』第15巻第1号、1993年、141頁)。

3) ハーバマースじしんが作成した図表には、ここにコミュニケーション行為という表記はないが、会話、規範に規制された行為およびドラマトウルギカルな行為がコミュニケーション行為の下位類型であるということを明示化するために、挿入した。また、これら三つの行為が純粋的な性格をもつことを強調するために、その境界を実線ではなく破線で示した。

れているのである。それにたいして、ここでの類型論は、そうした背反的な性格をもっていない。すでにみたように、意思疎通に指向した言語行為は、原則としては三つの妥当性要求を同時にかかっているわけであり、そのうちどの一つをきわだたせているかによって、ここでの類型論は組み立てられている。そうしてみると、ある一つの妥当性要求をきわだたせているからといって、それ以外の二つの妥当性要求が消滅してしまっただけではないのであり、三つの妥当性要求が並存している以上、どの妥当性要求をとくにきわだたせているかが不明瞭な言語行為もまた十分に考えられる。そうした点からして、これらの三つの類型は明確には境界づけられえないのであり、それゆえあくまでも純粋的なものとして理解されなければならないといえよう<sup>15)</sup>。

さらに、これまでの分析を導きの糸として、言語に媒介された相互行為の純粋型を整理することができる。いうまでもなく、コミュニケーション行為は、成果に指向した言語行為たる戦略的行為と対比される概念として導入されたのであり、つまりは意思疎通に指向した言語行為いっばんを指すものとして設定されたといえることができる<sup>16)</sup>。

いま検討した意思疎通に指向した言語行為の純粋型にかんする分析をふまえれば、そうしたコミュニケーション行為から、三つの妥当性要求のうち主としてどの種類の妥当性要求を呈示しているかにもとづいて、三つの純粋型をとりだすことができる。すなわち、会話(Konversation)ないしは事実確認的言語行為、規範に規制された行為(normenreguliertes Handeln)およびドラマトウルギカルな行為(dramaturgisches Handeln)という三つの行為である<sup>17)</sup>。

#### ①会話(事実確認的言語行為)

主として真理性要求を呈示している。

#### ②規範に規制された行為

主として正当性要求を呈示している。

#### ③ドラマトウルギカルな行為

主として誠実性要求を呈示している。

これまでの検討を前提にすれば、これら三つの行為はコミュニケーション行為の下位類型として位置づけられているといえることができる。そのさい、これらの下位類型は、純粋的な性格をもつこともまた、確認することができる。

さて、こうしたこれまでの分析を総括して、ハーバマースは表1を呈示している。

## (2) 行為整合の力

第2の論点として取りあげておきたいのが、行為整合の力をめぐる問題である。コミュニケーション行為はいかにして行為整合の機能をはたすと考えればよいのだろうか。この点をハーバマースにしたがって検討しておくことにしたい。

コミュニケーション行為によって了解が成立すると、その了解は行為整合する力をもち、関与者のあいだの相互行為を方向づけることになる。了解は、関与者たちがそこで呈示されている妥当性要求を相互承認したがゆえに成立しているものであり、だからこそ関与者たちにたいして拘束力をもっている。しかもこのばあい、この拘束力は、決して強制されたものではないことをあらためて確認しておこう。たとえば命令のばあいであれば、何らかのサンクション・ポテンシャルに裏うちされているため、聞き手はいやおうなしに命令にしたがわざるをえない。つまり命令のばあいには、強制力によって行為を結びつける力が生みだされているわけだが、それにたいして、コミュニケーション行為のばあいには、そうした強制力によって行為を結びつける力が生みだされているわけではない。あくまでも、それぞれの関与者が自発的な意思にもとづいて了解にしたがっているものであり、その意味において関与者は行為へと「合理的に」動機づけられている<sup>18)</sup>。そうしてみると、こうした行為整合の力はどこから生みだされてくるのが問題とされなければならない。

この問いにたいしてハーバマースは次のようにこたえている<sup>19)</sup>。この合理的に動機づける力は、語られたことの妥当性から直接に引きだされるのではない。相互承認された妥当性要求を、必要とされたばあいには話し手が履行する(einlösen)という保証を話し手は引き受けているのだが、そうした保証から、この行為整合の力が引きだされているのだという。話し手は、意思疎通に指向した言語行為を遂行することによって妥当性要求をかかげているわけだが、そうした妥当性要求の妥当性を聞き手によって問い直されたばあいには、その妥当性を明らかにするという保証を、話し手はおこ

なっている。話し手はこの保証を、真理性要求と正当性要求のばあいには、討議によってすなわち根拠を提出することによって履行することができるし、誠実性要求のばあいには、首尾一貫した行動をおこなうことによって履行することができる。話し手によって提案されている保証を聞き手があてにするようになるなら、語られたことの意味のなかに含まれている拘束力が効力を発することになるのであり、そうした拘束力が相互行為の帰結を方向づけることになる。このようにして合理的に動機づけられた了解が、行為整合の機能をはたしうるのだとハーバマースはいう。

## (3) コミュニケーション行為と討議

ここでは、これまで検討してきた論点をふまえて、コミュニケーション行為と討議との関係について検討をおこない、コミュニケーション行為についての理解をさらに深めることにしたい。

これまでの検討で明らかにしたように、コミュニケーション行為は妥当性要求の呈示とその承認にもとづく行為だということが出来る。そのことをふまえ、ここでは次のような論点を確認しておくことにしたい。すなわち、コミュニケーション行為は妥当性要求の呈示とその承認にもとづく行為だが、その過程は顕在的になされる必要はない、という点である。もちろん関与者のあいだでその妥当性要求そのものを主題とし、それを論議することもありうる。ハーバマースは妥当性要求そのものを主題とする論議のことを「討議(Diskurs)」とよび、コミュニケーション行為とは明瞭に区別している<sup>20)</sup>。

こうした討議は、コミュニケーション行為においてかけられている妥当性要求に異議がさしはさまれたばあいに開始される。逆にいえば、とくに異議がさしはさまれないばあいは、コミュニケーション行為において呈示されている妥当性要求はさしあたり主題化されることはない。しかしここで見誤ってはならないのは、コミュニケーション行為においてはさしあたり主題化されていなくとも、妥当性要求はかけられているのであり、とくに異議がさしはさまれないかぎりにおいてそうした妥当性要求は承認されているということなのである。この点を見誤り、妥当性要求を主題とし

てとりあつかう行為だけをコミュニケーション行為であると解釈するなら、コミュニケーション行為をあまりにも狭い概念として理解することになる。もしコミュニケーション行為とは妥当性要求を主題化する行為であるとするなら、コミュニケーション行為は日常の行為のうちのごく一部分のものにすぎないこととなり、社会的行為をコミュニケーション行為と戦略的行為とに二分するという社会的行為の類型論そのものの妥当性が、疑問視されかねない。

しかし、そうした理解はコミュニケーション行為と討議とをとりちがえた結果だといわなければならない。ハーバマースからすれば、妥当性要求の呈示と承認という過程は日常的な行為の連鎖のなかでくりかえされており、そうした行為の連鎖においては、妥当性要求そのものはとりたてて主題化されはしない。そうした日常的な行為を表象し、そこからつかみだされたものがコミュニケーション行為の概念だということを、ここで確認しておくことにしたい。関与者たちは、妥当性要求に異議がさしはさまれたばあいにはじめて、そうしたコミュニケーション行為の連鎖を中断し、討議を開始し、妥当性要求そのものを主題化することになる。そのようにして討議が開始されることになるわけだが、討議への移行がいつでも可能だということさえ保証されていれば、コミュニケーション行為が成立するためには十分なのであり、妥当性要求をつねに主題化しておく必要はない。そうしてみると、ハーバマースの論理においては、コミュニケーション行為のレベルと討議のレベルとを峻別したうえで、コミュニケーション行為から討議への移行可能性を保証することだけが必要とされているといえよう。

ところで、すでに検討したように、コミュニケーション行為は原則的には三つの種類の妥当性要求を同時にかかっている。そうしてみると、これら三つの妥当性の局面それぞれについて異をとることができる。ただし、コミュニケーション行為の下位類型を検討したさいに明らかにしたように、コミュニケーション行為はそれら三つの妥当性要求のうちいずれか一つを主としてかかっているということができるのであり、したがって、それぞれのコミュニケーション行為においては、

その主としてかかっている妥当性要求にたいしておもに異議がさしはさまれることになろう。さて、ここで注目しておきたいのは次の点である。すなわち、真理性要求と正当性要求のばあいには、討議のなかで論拠をしめすことによってその妥当性を確認することができるのにたいして、誠実性要求のばあいには、そうしたやり方ではその妥当性を確認することができないという点である<sup>21)</sup>。

真理性要求に疑念がさしはさまれたばあい、その発言の真理性いかんを主題とした討議がくりひろげられることになる。こうした討議をハーバマースは理論的討議と呼んでいる<sup>22)</sup>。正当性要求に異議がとなえられたばあいには、その発言の規範的正当性を主題とした討議がおこなわれる。こうした討議をハーバマースは実践的討議と呼んでいる<sup>23)</sup>。これにたいして、誠実性要求に疑念がさしはさまれたばあいには、討議のなかで論拠をしめすことによってそうした疑念を解消することができない。というのも行為者は、いくら自分は誠実だと主張したところで、みずからの誠実性を証明することにはならないからである。行為者は、みずからの発言と矛盾しない行為をおこなうことによって、誠実に行為していることをしめさなければならないのであり、行為の経過のなかで首尾一貫した行為をしめすことによってのみ、みずからの誠実性を証明することができるのである。

ともあれ、討議とコミュニケーション行為とを概念上、明確に区別しておくことがきわめて重要である。コミュニケーション行為は、妥当性要求の妥当性いかんについての論議を主題的におこなう行為のことではない<sup>24)</sup>。ここであくまでも強調しておかなければならないのは、コミュニケーション行為という概念は、何か理想的な行為を思惟のなかで設定し組み立てたものではないということである。ハーバマースはあくまでも日常的な行為の連鎖を表象し、そこからコミュニケーション行為の概念をつかみだしている。ハーバマースはコミュニケーション行為という概念によって、日常的な行為連鎖のなかから、妥当性要求の相互承認という過程を読みとっているということをあらためて確認しておきたい。

## 5 コミュニケーション行為理論の 社会理論的意義

ハーバマスは、社会理論たりうる行為理論の構築をめざして、行為理論のパラダイム転換を提唱した。コミュニケーション行為はそうした理論的探求の成果なのであり、その構成の基本的特徴について、これまで検討をすすめてきた。ハーバマスは、社会理論の基礎視角として十全に機能をはたしうる行為理論を構築するために、行為理論の鍵概念を目的活動からコミュニケーション行為へと移行させた。そのさい、コミュニケーション行為が目的活動には還元されえないということをしめすことが、かれにとっての重要な理論的課題となった。それゆえかれは、言語行為の分析を利用して意思疎通の構造について解明をすすめていったのであり、そうした検討をつうじて、意思疎通は目的活動としては把握しえないことを明らかにすることができた。ハーバマスは、妥当性要求の相互承認にもとづくという点にコミュニケーション行為の基本的特徴をみいだしたのであり、そのように特徴づけられたコミュニケーション行為概念を準拠点として、コミュニケーション行為理論を展開しているのである。

ところで、われわれとしては、このように構築されたコミュニケーション行為理論が、ハーバマス社会理論そのものの構成のあり方を方向づけているという点に注目しておきたいと思う。コミュニケーション行為理論はかれの社会理論の基礎視角とでもいふべき役割をはたしているのであり、この点を十分にみさだめておかなければならない。コミュニケーション行為理論が社会理論の基礎視角としていかなる意味を有しているのか。コミュニケーション行為理論の構成のあり方によって、ハーバマスの構想する現代社会の社会理論にいかなる特徴がきざみこまれることになったのか。コミュニケーション行為理論の社会理論的な意義を確認するためには、これらの点が十分に解明されなければならない。そこで最後に、こうした論点について検討をくわえておくことにしたい。

まず第1に、コミュニケーション行為理論によって、行為整合への問いにかんして体系的な視座が与えられることになった、という点を確認して

おきたい。すでにのべたように、社会学の行為理論は、行為整合の問題を解明するというをその中心的な課題としてきた。自我の行為と他我の行為とはいかにして整合されうるのか。社会的行為はいかにして可能なか。社会学の行為理論においては、この問題こそがその関心の焦点に位置していたということが出来る<sup>25)</sup>。しかもこの問いは、社会秩序はいかにして可能なかを相互行為レベルで表現したものにはほかならず、その意味でも、この行為整合メカニズムへの問いを十全に解明しうるかどうかこそが、その行為理論が社会学の基礎視角として十分なものかどうかを決する試金石であるといわなければならない。

すでに検討をすすめてきたように、ハーバマスは、意思疎通の分析をつうじて、コミュニケーション行為の論理構造を明示化しようとした。コミュニケーション行為は目的活動には還元しえない。そのことの論証をつうじて、ハーバマスはコミュニケーション行為における行為整合メカニズムの独自の論理を解明することができたといえよう。目的活動としての行為を出発点とすれば、複数の行為者たちがかれらの目的活動をかみあわせることとしてのみ、社会的行為は理論化される<sup>26)</sup>。ハーバマスは、この種の社会的行為にみいだされる行為整合のメカニズムを、さしあたり「影響力行使」として特徴づけている。だが、目的活動を出発点とするかぎり、ひとびとのあいだの意思疎通にもとづく社会的行為は理論化しえない。それゆえハーバマスは、コミュニケーション行為への行為理論のパラダイム転換を提唱する。ハーバマスは、コミュニケーション行為が目的活動には還元しえないことを明らかにすることによって、了解が影響力行使とならぶもう一つの行為整合メカニズムであることを明示化しているのである<sup>27)</sup>。

コミュニケーション行為は、行為における意思疎通の側面と目的活動の側面とを綜合した概念である<sup>28)</sup>。ハーバマスからすると、そうしたコミュニケーション行為を出発点とすることによって、了解と影響力行使という二つの行為整合メカニズムを視野におさめることが可能になる。ハーバマスの主張をふまえれば、コミュニケーション行為理論によってはじめて、「社会的行為は

いかにして可能か」の問いに対する包括的な視座を獲得することができたのであり、行為整合の問題にたいして十全な解答をしめすことができるようになったといえることができる。

第2に、コミュニケーション行為理論によって、行為の合理性にかんする包括的な視座が獲得される、という点を指摘しておくことにしたい。ハーバマースからすれば、目的活動としての行為を出発点とするかぎり、行為の合理性の把握にかんして決定的な限界が生じざるをえない<sup>29)</sup>。これまで検討してきたように、目的活動としての行為の特徴は、(さしあたっては単独の)主体が目標指向的に対象へとはたらきかけ、成果を獲得するという点にみだされる。こうした行為概念を出発点とするかぎり、その行為の合理性は成果の合理性へと還元されることになり、そうした行為は、いかにして成果をうまく達成しえたかという点でのみ評価されることになる<sup>30)</sup>。つまり目的活動としての行為の合理性は、あくまでも実効性(Wirksamkeit)という側面ではかられるというのである<sup>31)</sup>。ハーバマースからすれば、こうした前提にもとづくかぎり、目的合理性(Zweckrationalität)こそが、行為が批判されたり改善されたりする唯一の側面であるとして、目的合理性に固執せざるをえなくなる<sup>32)</sup>。こうしてハーバマースは、目的活動としての行為を出発点とするかぎり、目的合理性ないしは認知的・道具的合理性(kognitiv-instrumentelle Rationalität)へと行為の合理性を切り詰めてしまう結果におちいることを明らかにする。そうしたうえでハーバマースは、行為の合理性というものが決して目的合理性には還元されえないという点に注意をうながす。ハーバマースからすれば、単独の行為者が客体へとはたらきかける目的活動としての行為ではなく、複数の行為者のあいだの意思疎通関係を出发点とし、そうしたひとびとのあいだで、意思疎通をつうじての了解がいかにして十分に達成されるのかという点を基準として、行為の合理性を評価することができるというのである。このハーバマースの論理にしたがうなら、行為の合理性は決して成果の合理性につくされるのではなく、意思疎通の合理性というべきものも、行為の合理性のなかに含まれなければならない。ハーバマースは、そうした意思疎通の

合理性のことを目的合理性と対比させて、「コミュニケーション合理性(kommunikative Rationalität)」と呼んでいる<sup>33)</sup>。

これまで検討してきたように、ハーバマースによれば、意思疎通は目的活動には還元しえない独自の構造を有するものであり、この論拠を説得的にしめすことこそが、コミュニケーション行為理論のもっとも重大な理論的課題であった。意思疎通は目的活動には還元しえないとするこの論点は、行為の合理性を検討するうえにおいても、重要なポイントとなる。意思疎通もまた一種の目的活動としてとらえるのであれば、行為の合理性を把握するためには目的合理性という基準だけで十分だということになるからである。意思疎通が目的活動には還元されえないとする前提があるからこそ、コミュニケーション合理性という合理性の基準は有意義なものとして確認されうる。成果に指向して行為するひとびとが相互に影響力を行使しあい、その結果として行為がかみあわせられることとして意思疎通が把握されるのであれば、行為の合理性はもっぱら目的合理性を基準としてのみつかみだされることになり、コミュニケーション合理性などという概念が成立しうる余地は存在しえない。ハーバマースは、言語行為の分析をつうじて、意思疎通に指向した行為は批判可能な妥当性要求の相互承認にもとづくという点にその根本的な特徴を有することを明らかにし、意思疎通は目的活動には還元しえないということの論拠をしめすとともに、こうした基本的特徴をふまえることによって始めて、意思疎通の行為にみられる合理性の基盤について説明しうるのだと主張することになる。コミュニケーションをつうじて達成された了解というものは、潜在的であれ妥当性要求の相互承認にもとづいている。了解というものの有するこうした性格に着目すれば、究極的には根拠に依拠しなければならないという特徴をそうした了解というものからひきだすことができる<sup>34)</sup>。ハーバマースからすれば、この点にこそ、意思疎通の行為に特有の合理性がしめされているというのである。

すでに検討したとおり、了解とは、ただたんに事実上一致しているということではない。当の発言内容の妥当性を関与者のそれぞれが自発的に承



認しているという点にこそ、了解というものもつ重要な特徴がみいだされる。もちろん発言の背後にある何らかの強制力によって同意をとりつけることはできるけれども、そのようにして誘発された同意は、関与者じしんからは決して了解とは認知されえない。あくまでも発言内容の妥当性を自発的に承認するという点にこそ、了解というものの特徴があるのであり、意思疎通は、そうした了解の達成をめざしたものだといえる<sup>35)</sup>。ハーバマースは、意思疎通の行為にみられるこうした基本的特徴に注目し、そのなかから目的活動とは異なるもうひとつの合理性の基準を読みとっているといえることができる。

ハーバマースからすると、コミュニケーション行為を出発点とすることによってはじめて、行為の合理性を論議するための包括的な視座がえられるということになる。さきほども再確認したとおり、コミュニケーション行為とは、行為における目的活動の側面と意思疎通の側面とを総合した概念であった。それゆえ、コミュニケーション行為から出発することによって、行為の合理性というものを成果の獲得と了解の達成という二つの側面から評価することが可能になる。さらに、前節で検討したコミュニケーション行為の下位類型を手がかりとすれば、コミュニケーション行為のなかに具体化される行為の合理性の諸側面について、分析を展開することができる<sup>36)</sup>。この点についてハーバマースは、表2においてその概要を呈示している。ともあれ、コミュニケーション行為理論を前提とすることによって、目的合理性ばかりでなく

コミュニケーション合理性をも視野におさめることができるようになるのだとハーバマースは主張するのである。

さらにこうした論議は、近代社会の生みだした合理性を評価する視点をみきわめるためにも、重要な手がかりとなる。ハーバマースもいうように、近代の自己了解を強く特徴づけてきたのは、認知的・道徳的合理性だといえることができる<sup>37)</sup>。主体が客体へとはたらきかけて、成果を獲得する。そうした成果の合理性とでもいべきものが近代社会を方向づけてきたのであり、そうした合理性こそが現代社会の巨大な生産力を生みだしてきた。だが、他方において、そうした合理性こそが現代社会のさまざまな問題を生みだしてきたのではないかとの疑念も、表明されている。周知のように、M・ホルクハイマーとTh・W・アドルノは、対象へとはたらきかけて成果をえる人間というもの理性のあり方を「道具的理性 (instrumentelle Vernunft)」として特徴づけ、そうした理性こそが、自然や (他者ばかりでなく自分じしんをも含む) 人間にたいする支配を生みだしているのだとする<sup>38)</sup>。こうした考え方から出発すれば、道具的・認知的合理性こそが近代社会の合理性にほかならず、しかもそれは自然や人間を支配する合理性だとの帰結が導かれよう。そうだとするならば、この視座からは、近代社会を特徴づける合理性そのものへの全面的な批判が展開されざるをえない。だが、ハーバマースからすれば、近代社会へといたる社会の発展のなかで、認知的・道具的合理性ばかりでなく、コミュニケーション合理性も育まれ

表2 行為合理性の諸側面

行為類型	具体化された知識の類型	論証の形式	伝承される知識の範囲
目的論的行為 (道具的行為、戦略的行為)	技術としてないしは戦略として利用可能な知識	理論的討議	技術、戦略
事実確認的言語行為 (会話)	経験的・理論的知識	理論的討議	理論
規範に規制された行為	道徳的・実践的知識	実践的討議	法観念、道徳観念
ドラマトゥルギカルな行為	審美的・実践的知識	治療的批判、 審美的批判	芸術作品

(TKH, I, S.448. 邦訳 (中) 80頁、より作成)

てきたのであり、このことにも十分な評価がなされなければならない。現代社会へといたる社会発展のなかでひとびとは、客体へとほたらきかけて成果をえることばかりでなく、ひとびとのあいだの意思疎通をはかることもおしすすめてきた。そうした社会発展のなかで、ひとびとのあいだの相互批判を許容しあえるような文化や社会規範やパーソナリティのあり方もまた、育成されてきた。コミュニケーション行為という概念を出発点とし、コミュニケーション合理性という概念を手がかりとすることによってはじめて、社会発展のこうした側面が十全に評価されうるというのである。

さらに第3に、コミュニケーション行為という概念を前提にしてはじめて、生活世界論を社会理論として生かす道が開示されるということを指摘しておきたい。そのさいまず確認されなければならないのは、ハーバマースからすれば、コミュニケーション行為を出発点とすることによってはじめて、生活世界の問題性が問われうるということなのである。これまですでに検討してきたように、コミュニケーション行為とは、行為者のあいだでの妥当性要求の相互承認にもとづく行為だとされている。そうしてみると、コミュニケーション行為は、行為者間の相互理解にもとづく行為だといえることができるわけだけれども、そうした相互理解がいかにして成立するのかを問題にしていけば、そうした行為者たちのあいだに共有されている自明な意味基盤が重要な機能を果たしていることに目を向けざるをえない<sup>39)</sup>。ある行為者が他者と意思疎通しようとするばあい、そうした行為者たちは、共有された意味基盤をそのコンテクストとして前提にしているのであり、そうした自明な意味基盤がまったく存在しなければ、意思疎通は成り立ちえない。E・フッサールやA・シュッツはこうした自明な意味基盤を生活世界とよび、その構成を問題にしようとした<sup>40)</sup>。そうしてみると、コミュニケーション行為を出発点に設定すると、その論理展開のなかで、必然的に生活世界の問題性につきあたらざるをえないといえることができるのであり、その意味において、コミュニケーション行為への問いは生活世界への問いに直結しているといえることができる<sup>41)</sup>。

そうだとするならハーバマースは、こうした論理をつうじて、生活世界論にはコミュニケーション理論的な視座が不可欠の前提となっていることを明示化しているといえることができる。ハーバマースからすれば、目的活動としての行為を出発点とするかぎり、生活世界の問題性は十全には視野におさめることができない。というのも、目的活動としての行為から出発し、外界へのはたらきかけとして行為を理論化しようとするかぎり、当の行為者によるそうしたはたらきかけにかかわるものだけが主題化されるのであり、当の行為者にとって自明なものとみなされる意味基盤は問題とされえないからである。目的活動としての行為を前提とすれば、当の行為者にとって意識化されるような要素(たとえば、手段、目的、価値、結果)は視野におさめられるけれども<sup>42)</sup>、行為者にとって自明な意味基盤はまさしく自明であるがゆえに問題とはされえない。もちろん、そうした意味基盤も、それが行為にとっての条件として当の行為者にかかわることがあれば、主題化されるだろう。けれども、こうした視角にとどまるかぎり、自明な意味基盤そのものすなわち生活世界それじたいを主題化するという視点はみちびかれえない。そうした点からして、生活世界そのものを主題化しうるのは、コミュニケーション行為理論の視角が不可欠だとハーバマースはいうのである。ひとびとが意思疎通をおこなおうとするばあい、自明な意味基盤が重要な機能をいとなんでいるといえることができる。ひとびとのあいだの意思疎通関係を理論的な出発点とすれば、生活世界の問題性につきあたらざるをえない。そうしてみると、意思疎通に指向した行為から出発することによってはじめて、生活世界の問題性を主題化することができるというわけなのであり、その意味において、生活世界論はコミュニケーション行為理論をその理論的な前提としているといえることができる。

ところで、ここで銘記しておかなければならないのは、ハーバマースの理論構成において、コミュニケーション行為と生活世界とが相補的關係にあるものとされているということである<sup>43)</sup>。まず一方において、コミュニケーション行為がいとなまれるためには、自明な意味基盤としての生活世界が存立していなければならない。生活世界は

コミュニケーション行為の資源として役だっているものであり、そうした資源を利用することによってコミュニケーション行為は成立する<sup>44)</sup>。他方において、生活世界は、コミュニケーション行為によってのみ再生産される。コミュニケーション行為は、生活世界を資源として利用するのだが、まさにそれゆえにこそ、生活世界は再生産されるのだというのである<sup>45)</sup>。コミュニケーション行為の成立は生活世界を前提にしており、生活世界の再生産はコミュニケーション行為をつうじてのみなしとげられる。この意味において、コミュニケーション行為と生活世界とは相補的な関係にあるというのである。そうしてみると、ハーバース社会理論の構成上、コミュニケーション行為理論と生活世界論とは、それぞれたがいの存在を前提にしているというべきなのであり、その意味において両者は、密接な関連にあるといわなければならない。

コミュニケーション行為理論が社会理論としての意義を十分に発揮しうるためには、生活世界論と接続されなければならないだろう。じっさいの行為状況におけるコミュニケーション行為のあり方は、その基盤となっている生活世界のあり方に大きく左右されるといわなければならない。コミュニケーション行為理論は、生活世界論と接続されることによって、現代社会のあり方を分析する理論としてそのポテンシャルを十全に生かすための回路を確保するだろう。他方、コミュニケーション行為理論を前提とすることによって、生活世界論に次のような二つの重要な視点がもたらされることを確認しておこう。すなわち、それは一つには、流動的視点ないしは再生産論的視点ともいうべきものであり、もう一つには、合理化論的視点とでもいうべき視点である。さきほどのべたように、コミュニケーション行為は生活世界を資源として利用しているのであり、そのことをつうじて生活世界は再生産される。こうした論点は、生活世界の流動的性格ないしは過程的性格を強調しているともいうことができよう。生活世界というものは、さしあたっては行為者たちにとって自明な意味基盤として特徴づけられる。さらに、そうした特徴づけをふまえたうえで、生活世界がコミュニケーション行為をつうじて再生産される

という性格を明示化することによって、そうした自明な意味基盤そのものすなわち生活世界が変動する性格をもったものだという論理を明らかにすることができる。たしかに生活世界は、自明な意味基盤として機能しているけれども、そうした自明性はつねに安定したものでありつづけるわけではない。つねにコミュニケーション行為のなかで問いなおされる可能性をはらみつつ、再生産されているのである。もちろん生活世界はそれが生活世界である以上、その全体が問いなおされその自明性が完全に崩壊するということは、めったにない例外的な事態だといわなければならない。しかし、その生活世界の個々の断片にかんしていえば、つねにその自明性が問いなおされる可能性をはらんでいる。コミュニケーション行為の概念を前提とすることによって、生活世界は、さしあたっては自明であるが、潜在的には批判可能な意味領域としてとらえなおすることができるのである。

さらにコミュニケーション行為の概念を前提とすることによってはじめて、生活世界の合理化という論点を主題化することができる。コミュニケーション行為の概念を検討したさいに明らかにしたように、意思疎通の行為にはそれ独自の合理性の基盤があるといえることができる。すでに何度も述べたように、妥当性要求を相互承認するという点に意思疎通の行為の根本的特徴がみいだされるのであり、しかもそうした相互承認は何らかの強制力によって誘発されたものではなく、あくまでも個々の行為者の自発性に依拠しているところにその特徴がある。まさしくこうした点にハーバースは、合理性の源泉の一つをみいだしたのであった。そうしたコミュニケーション行為の基本的な特徴づけをふまえるなら、こうした特徴づけがより明確にあらわれうる方向へと生活世界が変動していく過程を生活世界の合理化として特徴づけることができる。生活世界は、さしあたり行為者たちにとって自明な意味基盤として特徴づけられるのだけれども、そうした生活世界の自明さはそれぞれの社会のあり方におうじて異なっているといえることができる。そうした生活世界の自明性は、いわば規範によってあらかじめ定められているばあいもありうるし、そうした規範の拘束力が弱く、それゆえコミュニケーションによって多

くのことから取り決めなければならない可能性をはらんでいるばあいも想定されうる<sup>46)</sup>。前者のばあい、問題化されうる生活世界の領域は小さいが、後者のばあいには、生活世界のなかの問題化される可能性をはらんだ領域は大きい。ハーバマースは、コミュニケーション行為の概念を前提とすることによって、後者のばあいの方がコミュニケーション行為がより純粋な形でその生活世界においていとなまれているとみているのであり、それゆえいわば合理性の高い状態とみなすことができるのである<sup>47)</sup>。しかも、社会の発展過程をみれば、生活世界のなかで問題化される可能性をはらんだ領域が拡大するという傾向は確実にみだされるのであり、こうした趨勢をハーバマースは生活世界の合理化として特徴づけているのである<sup>48)</sup>。

第4に、コミュニケーション行為の概念を前提にしてはじめて、コミュニケーション・メディアを整理する視点が獲得されうるということをおこす。まずハーバマースは、コミュニケーション行為理論を前提にして、コミュニケーション・メディアの基本的な機能をみさだめようとする。ハーバマースからすれば、コミュニケーション・メディアのもっとも基本的な機能は、コミュニケーション行為の負担軽減(Entlastung)という点にこそみだされなければならない<sup>49)</sup>。ハーバマースによれば、コミュニケーション・メディアは、言語による意思疎通の支出を縮減し、コンセンサスの不成立というリスクを軽減し、自我と他我とのあいだの行為整合に役立つという機能を有しているという。つまりコミュニケーション・メディアが媒介することによって、自我の申し出を他我が受け入れるよう促進することができるのであり、そうした点において言語による意思疎通の負担軽減をはたし行為整合に役立つというのである。しかも、こうしたコミュニケーション・メディアの機能が社会的に重要なものとして位置づけられなければならない背景として、さきにみた生活世界の合理化という過程がみだされることを確認しておかなければならない。ひとびとのあいだでいとなまれる日常のコミュニケーションは、生活世界をコンテクストとしており、そうした生活世界を資源として利用することをつうじて成り立っている。つまり自我と他我とのあいだの行為整合は、

そうした生活世界を基盤とし、言語による意思疎通をつうじて、なしとげられているのである。そうした点に注目するなら、生活世界は、間主観的に自明なものとして受け入れられることをつうじて、コンセンサスの前貸しとでもいうべき機能をはたしているのであり、ひとびとは多かれ少なかれそうしたコンセンサスの前貸しを利用して意思疎通をはかっているということが出来る<sup>50)</sup>。ところで、社会が発展するその過程のなかで、動機や価値の一般化が進行し、無問題的なものの領域が収縮する。そうしたばあい、コミュニケーション行為をいとなむ行為者たちは、生活世界によるそうしたコンセンサスの前貸しを素朴に前提とすることができなくなり、それゆえに自分たちじしんによる解釈のはたらきに依拠しなければならなくなる。そのことによって同時に、意思疎通の支出は増大し、コンセンサスの不成立というリスクも増大する<sup>51)</sup>。だがこのことは他面において、言語による意思疎通のもつ重要性が高まっているということをも意味しており、つまりは批判可能な妥当性要求の間主観的な承認に依拠するという意思疎通の基本的性格がより明瞭なものとして浮かび上がってきたということをししめしている。すでにみたように、言語による意思疎通をつうじた了解の達成というものは、あくまでも関与する個々の行為者たちによる自発的な承認にもとづくという点にその基本的な特徴があり、何らかの強制力や不透明さにもとづくものではないという点において、合理的であるとハーバマースはみなしている。言語による意思疎通というものには、基本的にこうした特徴がみられるのだけれども、生活世界がその自明で無問題的な性格を強固にもっているばあい、そうした合理性はポテンシャルにとどまっているのであり、当の生活世界のなかで言語による意思疎通の重要性が増すということは、そうした合理性のポテンシャルがときはなたれ、現実化するというところにほかならない。ハーバマースは、まさしくこうした過程を生活世界の合理化として特徴づけているのである。だが、その半面において、こうした生活世界の合理化過程は、意思疎通の必要を上昇させ、解釈の支出を増大させ、コンセンサスの不成立のリスクを拡大する。生活世界の合理化の過程は、意思疎通に過大な負担を強い

ることになるのであり、こうした負担を軽減する機能をコミュニケーション・メディアは担っているということができるのである。

コミュニケーション・メディアの基本的機能にかんするこうした認識をふまえ、ハーバマースは、コミュニケーション・メディアをその性格からして二種類に分類すべきだと主張する。すなわち、言語による意思疎通を濃縮するコミュニケーション・メディアと言語による意思疎通にとってかわるコミュニケーション・メディアの二つにコミュニケーション・メディアは分類されなければならないというのである<sup>52)</sup>。前者の例としてハーバマースがあげているのは、専門的声望 (fachliche Reputation) や価値コミットメントないしは道徳的・実践的リーダーシップであり、ハーバマースはそれらを一般化された形式のコミュニケーションだと特徴づけている<sup>53)</sup>。それにたいして後者の例としてハーバマースがあげているのは、貨幣と権力である<sup>54)</sup>。ここでまず確認しておかなければならないのは、こうした分類の前提になっているのがコミュニケーション行為の概念だということであり、コミュニケーション行為の基本的特質にかんする分析をふまえてこうした分類が根拠づけられているということである。まず前者のばあい、そうしたメディアは、コミュニケーション行為にとってかわるものではなく、コミュニケーション行為を促進するものとして位置づけられていることができる。このばあい、たしかにそうしたメディアが媒介することをつうじて行為整合はなしとげられているのであり、その意味において、言語による意思疎通の負担軽減がはかられている。しかしこの種のメディアは、妥当性要求の呈示と承認という過程をいわば第一審級においてのみ軽減しているにすぎないという点にその特徴がみいだされる<sup>55)</sup>。というのも、これらのメディアはそれじたい言語によるコンセンサス形成を利用しなければならず、それゆえこれらのメディアは生活世界の文脈から切り離されえないからである<sup>56)</sup>。たとえば専門的声望がメディアとして機能すれば、自我の申し出がそうしたメディアにもとづいているばあい、それを受け入れるよう他我をうながすことができるのであり、そのかぎりにおいてこのメディアは行為整合に役立つことができる。とこ

ろで、このばあい他我が自我の申し出を受け入れたのは、自我の申し出の背後にある何らかの強制力によるものではなく、専門的声望にもとづく自我の申し出を信用したからにはかならない。ところで専門的声望というものは言語によるコンセンサス形成に依拠しており、当の生活世界の文脈に埋め込まれている。だからこそ専門的声望は信用をうることができるのであり、行為整合の力をもつことができる。さて、メディアとしての専門的声望がそうした特徴をもつ以上、そうした専門的声望の根拠を問うことができるのであり、つまりはそうしたコミュニケーション・メディアを媒介としておこなわれる行為整合のあり方には疑いをさしはさむことも可能だということができる。そうしたばあいには、言語による意思疎通の場面にひきもどされ、そこで潜在的にかかげられていた妥当性要求の妥当性いかんが主題化され、行為整合のあり方の妥当性が検討されることとなる。そうしてみると、この種のコミュニケーション・メディアのもつ行為整合の力は、究極的には妥当性要求の相互承認から引きだされているということができるのであり、そのかぎりにおいて、この種のメディアに媒介された行為は、コミュニケーション行為と同一の構造を有しているといわなければならない。つまりこの種のコミュニケーション・メディアは、意思疎通過程をいわば濃縮しているにすぎず、決して意思疎通過程にとってかわっているのではない。この種のメディアに媒介された行為は、さしあたっては妥当性要求の吟味にはさらされないけれども、潜在的には批判可能だという点にその特徴をみいだせよう。

これにたいして、後者のコミュニケーション・メディアすなわち貨幣メディアと権力メディアのばあい、いわばコミュニケーション行為にとってかわっているというところにその特徴があるとされている<sup>57)</sup>。つまりこれらのメディアは、言語による意思疎通過程を回避して、他の相互行為参加者の決定へと影響力行使をおこなうことを可能としているのである。その意味において、貨幣メディアと権力メディアは、行為整合の場面において言語の負担軽減としての機能をはたしている。そのさい注目しておかなければならないのは、このばあい、行為整合は言語によるコンセンサス形成

の過程から切り離されているのであり、それゆえそこでの行為整合のあり方を言語による意思疎通過程にひきもどすことができないということである。ここでの行為整合のあり方は、妥当性要求の相互承認にもとづいてはいない。つまり、貨幣メディアや権力メディアに媒介された申し出をひとびとが受け入れるのは、そうした申し出の妥当性を承認しているわけでは決してないのである。そうしたメディアは、その背後にある正負いずれかのサンクションのポテンシャルによって裏うちされており、そのことをみてとることによって、これらのメディアによって媒介された申し出が受け入れられることになるわけである。そうしてみると、この種のコミュニケーション・メディアのもつ行為整合の力は、当の意思疎通過程をこえた連関、つまりは経済システムや国家行政システムから生み出されているというべきなのであり、意思疎通過程に内在する妥当性要求の相互承認から生み出されているのでは決してない。そうだとするならば、この種のコミュニケーション・メディアに媒介された行為整合のあり方に疑問をさしはさむことは不可能だといわなければならない。つまり、貨幣メディアや権力メディアに媒介された行為は、批判不可能だということにその基本的特徴がみいだされるのであり、その点からして、それらの行為はコミュニケーション行為ではなく戦略的行為の一種として位置づけることができる。この種のメディアは、言語による意思疎通過程を濃縮するのではなく、それに完全にとってかわっているという点にその特徴がみられるのであり、そうした点に着目するならば、貨幣メディアと権力メディアは、脱言語化されたコントロール・メディアとして位置づけられる。

こうした分析をふまえて、ハーバマースは、T・パーソンズによるコミュニケーション・メディア論にたいしても批判的な検討をくわえようとする。パーソンズは社会システム・レヴェルのコミュニケーション・メディアとして、貨幣、権力、影響力および価値コミットメントの四つをあげているが<sup>58)</sup>、これら四つのメディアもまた二種類に分割されなければならないというのである。つまりさきの分類にしたがえば、影響力と価値コミットメントが言語による意思疎通を濃縮するコミュニ

ケーション・メディアにあたり、貨幣と権力が、言語による意思疎通にとってかわるコミュニケーション・メディアにあたるというわけである<sup>59)</sup>。ハーバマースは、このように「メディアの二元論」を提起するわけであるが<sup>60)</sup>、それはたんにメディアを二つに分類しなければならないという主張にとどまるものではない。ハーバマースは、メディアの二元論を提起することをつうじて、メディアというものの基本的特質はどのように把握されるべきかという基本的論点を問題にしようとしているのであり、そうした観点からパーソンズのメディア論を批判的に撰取しようとしているのである。ハーバマースによるこうした論議は、言語による意思疎通過程の特徴をみさだめ、その特徴を原点として論理展開することによってのみ確認されうるといわなければならない。ハーバマースからすれば、言語による意思疎通過程の基本的特徴をみうしなっているという点にこそパーソンズ社会理論の決定的な問題点があるということになるのであり、だからこそメディアを分析するにあたっては、あくまでも戦略的な影響力行使を基本としたサンクション図式に拘泥せざるをえず、それゆえにメディアのもつ非対称性に目を向けることができなかつたというのである<sup>61)</sup>。

さらに第5には、コミュニケーション行為理論を出発点とすることによって、生活世界とシステムというハーバマースの二層的な社会概念が構築されているという点をあげておきたい。ハーバマースは、社会を生活世界とシステムとからなる二層的なものとしてとらえるべきことを提唱している<sup>62)</sup>。つまり、ハーバマースからすると、日常的な意味的世界としての生活世界と、そこから自立化し物象化した行為連関としてのシステムとから、社会は成り立っているというのである<sup>63)</sup>。このようにハーバマースは、生活世界から自立化し物象化した行為連関としてシステムというものを位置づけるという視点をしめしているのだが、ここでまず確認しておきたいのは、コミュニケーション行為から出発し、生活世界の基本的な特質をみさだめ、生活世界とは質的に異なる行為連関としてシステムを特徴づけるという理論戦略をハーバマースが採用しているということである。すでに検討したコミュニケーション・メディアについて

の認識をふまえるなら、システムとは、貨幣や権力といった脱言語化されたコントロール・メディアに媒介され、自立化した行為連関としてとらえなおすことができる。ハーバマースは、そうしたシステムというものの基本的特徴として、規範に左右されない (normfrei) という点を指摘しているが<sup>64)</sup>、この点において、生活世界とシステムとは質的にまったく異なった行為連関としてつかみだされているということができよう。さきにも述べたように、コミュニケーション行為の概念を前提とし、生活世界とコミュニケーション行為とを相補的なものとして位置づけるなら、潜在的には批判可能な行為領域として生活世界というものの基本的特徴を押さえることができる。さらに、生活世界のこの基本的特徴をふまえたうえで、それとまったく対照的なものとして、規範に左右されないというシステムの基本的特徴がつかみだされている。そうだとするなら、生活世界にかんする認識をふまえることによって始めて、システムというものの基本的特質が明瞭にとらえられうることになるのであり、生活世界とシステムとが対照的なものとして把握されうるということになるのである。さらには、そうした把握を前提とすることによって始めて、システムの複合性の増大と生活世界の合理化とを峻別するという視点がしめられることになる<sup>65)</sup>。

こうした検討をふまえるなら、生活世界とシステムという区分がたんなる領域的な二分法ではないということをあらためて確認することができよう。ハーバマースの理論においては、生活世界とシステムとはあくまでも質的に異なった行為連関として位置づけられているのであり、特定の行為領域をまさしく領域的にシステムと生活世界のそれぞれに割りあてるということは、すくなくともかれの究極の目的ではない。たとえば経済と政治はシステムであり、家族と公共圏 (Öffentlichkeit) は生活世界にあたるといういい方は、もちろん可能だろう<sup>66)</sup>。具体的な表象として思い浮かべべきものを列挙したという意味であるなら、そうした表現はまったく適切なものだとさえいえることができる。しかし、そうした言明を、何か実体的な領域をシステムと生活世界に割りあてるといふ思考法を表明したものととして図式論的にのみ解釈するとすれば<sup>67)</sup>、

それは、ハーバマースの本意に反するにちがいない。ここであくまでも重要なのは、ハーバマースは生活世界とシステムとを質的に異なった行為連関として特徴づけているということである。生活世界とシステムとの区分は、領域的で静態的な二分法では決してない。ハーバマースは、コミュニケーション行為の概念を前提にして、生活世界をいわば潜在的には批判可能な行為領域としてとらえなおすことができたし、生活世界にかんするそうした把握を前提として、生活世界とはまったく水準を異にする物象化した行為連関としてシステムをとらえなおすことができた。つまり、ハーバマースからするなら、コミュニケーション行為から出発することによって始めて、生活世界とシステムという二層的な社会概念がたんなる領域的な二分法ではなく、明瞭な差異をしめしつつ連関していることを明らかにすることができるのである<sup>68)</sup>。

そうしてみると、ハーバマースは、こうした論理をつうじて、システムとしてとらえるべきものは何かを明示化しているということができよう。ハーバマースの論理にしたがうなら、システム概念を社会理論のなかに位置づけそれを生かしているこうとすれば、すべての行為領域をシステムとしてとらえるべきではなく、もっぱら生活世界から自立化し物象化した行為連関にのみシステム概念の適用を限定すべきだということになる。この視点は、社会科学的認識におけるシステム理論の限定性をしめすとともに、システム理論の必然性をもしめしている<sup>69)</sup>。現代社会においては、物象化した行為連関がじっさいに成立しているというのがハーバマースの基本認識であり、だからこそそれをつかまえるためにはシステム理論は不可欠だというのが、ハーバマースの理論戦略なのである。だがそのさい、このハーバマースの論理において留意されなければならないのは、システム概念は、生活世界にかんする認識をその根本前提にしているということなのである。これまでの検討をふまえるなら、システムというものの認識は、コミュニケーション行為理論を前提とし、生活世界論をふまえることによつてのみ的確なものとして位置づけられうる。そうだとするなら、システム理論はシステム理論だけでは自立しえないのであり、システム理論は

そのメタ理論として生活世界論ないしは行為理論をその不可欠の構成要素としているということが出来る<sup>70)</sup>。

そして第6には、これまでのこうした概念設定にもとづいて、現代社会の時代診断がくだされているということに留意しておきたい。ハーバマースは、現代社会のはらむ病理現象の根源を「システムによる生活世界の内部植民地化」として特徴づけている。ハーバマースからすれば、生活世界の合理化がシステムの自立化を可能とし、システムがその独自の論理にもとづいて運行しうようになった。そのようにして、システムの複合性が上昇していったのだが、現代社会においては、そのシステムが過度に肥大化し、生活世界をシステムの自己再生産の論理にしたがわせようとする。こうした事態を念頭において、システムが生活世界を植民地化しようとしているとハーバマースはいうのだが<sup>71)</sup>、さらにこうした植民地化によって、生活世界の再生産に障害が引き起こされるのであり、そうした再生産障害の結果として、意味喪失、アノミーおよび精神障害といった病理現象が生みだされるのだというのである。生活世界のシンボル構造の再生産はコミュニケーション行為をつうじてのみなしとげられる<sup>72)</sup>。そうした意味領域に国家行政システムや経済システムが介入し、システムの論理に生活世界をしたがわせようすることによって、現代社会の病理現象は引き起こされている<sup>73)</sup>。もちろん、生活世界の内部植民地化というテーゼは、それじたいとしてはいぜんとして高度に抽象的なレベルにとどまっているといわなければならない<sup>74)</sup>、具体的な社会現象を分析しうするためには、いくつかの理論的な媒介項を必要とするにちがいない。だが、そうだとすると、ここでハーバマースは現代社会の複合的な諸現象を解析するための基本的な視座を呈示しているのであり、その点については、十分に評価をしておかななければならない。ハーバマースは、このようにして獲得したパースペクティブを、さまざまな局面での現代社会認識に生かそうとしている<sup>75)</sup>。このようにして、コミュニケーション行為理論を原点とし、生活世界とシステムとからなる二層的なものとして現代社会をとらえ、現代社会における生活世界とシステムとの関係のあり方をシステムに

よる生活世界の内部植民地化として特徴づけることによって、ハーバマースは、現代社会のさまざまな現象を分析する道筋を明示化したといえよう。

そして最後に、これまで指摘してきたような点はすべて、コミュニケーション行為を出発点とすることによってはじめて可能となっているということであらためて確認しておきたい。そうした意味において、コミュニケーション行為理論がハーバマース社会理論の基礎視角として機能しているということは、十分に強調しておかなければならない。これまでの検討をふまえるなら、ハーバマースの社会理論は、コミュニケーション行為理論を基礎視角とし、一貫した論理構成のもとに組み立てられているということが出来る。そうだとするのなら、ハーバマースの理論を理解するにあたっては、かれの理論をつらぬく論理構造こそがつかみだされなければならないのであり、その論理構造にてらして、ハーバマース理論のそれぞれの箇所が読みとられなければならないだろう。さらに、そうした視座は、ハーバマースの社会理論を批判的に検討するばあいにも生かしておく必要がある。ハーバマース社会理論が一貫した論理構造を有している以上、そうした論理構造を無視することは適切ではない。

本稿においてわれわれは、できるかぎりハーバマースじしんの論理にそくして、コミュニケーション行為理論の論理構造をつかみだすようこころみてきた。いっけんすると、こうした作業はハーバマース理論の細かな字句解釈にのみ拘泥し、ハーバマース理論の現代社会理論としての問題性をみうしなつたものともみなされよう。ハーバマースはシステムによる生活世界の内部植民地化というテーゼを提起し、現代社会にたいする時代診断をくだそうとしている。そうしたアクチュアルな問題にたいするハーバマース理論の射程をみきだめ、ハーバマース理論の現代社会理論としての意義いかんを解明することこそ、ハーバマース研究においてもっとも重大な課題ではないのか。だとするのなら、そうした課題の解明に、理論の基礎的な水準におけるこうした研究は何ら貢献していないのではないのか。こうした疑念もまた、考えられることだろう。だが、われわれとしては、ハーバマース理論のアクチュアリティをみきだめ、そ



れを生かすためにこそ、こうした検討作業が不可欠だということを強調しておきたい<sup>76)</sup>。ハーバマスは、基礎概念の設定から現代社会の時代診断にいたるまで一貫したパースペクティブによって論理を組み立てているのであり、その原点に位置しているのがコミュニケーション行為理論なのである。それゆえ、ハーバマスの社会理論を理解し、そのアクチュアリティを生かしていくためには、コミュニケーション行為理論を検討し、その論理構造をつかみだすという作業が不可欠だといえるだろう。(ながい あきら 講師)  
(1993. 9. 28受理)

## 註

- 1) Vgl. J. Habermas, "Erläuterungen zum Begriff des kommunikativen Handelns", in *Vorstudien und Ergänzungen zum Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main, 1984, S. 573-575. (以下 VE と略記)。
- 2) J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Band I, Frankfurt am Main, 1981, S. 414. (以下 TKH と略記)。藤沢他訳『コミュニケーション的行為の理論』(中)、未来社、1986年、50頁。
- 3) TKH, I, S. 150. 平井他訳『コミュニケーション的行為の理論』(上)、未来社、1985年、150頁。VE, S. 588.
- 4) ハーバマスは、1973年に公刊された論文「真理論」において、これら三つの妥当性要求にくわえて理解可能性 (Verständlichkeit) をも主要な妥当性要求の一つとしてあげ、そうした四つの妥当性要求を等根源的 (gleichursprünglich) なものとして位置づけるという視点をしめしていた。つまり、理解可能性も含めた四つの妥当性要求は、他のいずれの妥当性要求にも還元されえず、そのかぎりにおいて、同等に取り扱われるべきものとされたのである (J. Habermas, "Wahrheitstheorien", in H. Fahrenbach (Hg.), *Wirklichkeit und Reflexion*, Pfullingen, 1973, S. 220.)。

話し手は、意思疎通に指向して発言をおこなうばあい、真理性要求、正当性要求および誠実性要求という三つの妥当性要求にくわえ、理解可能性にかんする妥当性要求をも呈示している。つまり意思疎通に指向した話し手は、自分の発言における命題内容

の意味を理解可能なものとしなければならないのであり、自分の発言が理解可能だとする要求をおこなっているといえることができる。ここでいう理解可能性の要求とは、具体的には、正しい発音にもとづき、文法的に正しく、意味論的に適切な発言をおこなっているとする要求のことだが、もし話し手の発言が理解可能なものとなっていないばあいは、聞き手はその発言の理解可能性に異議をとらえ、「あなたは何をいおうとしているのですか」とたずねることができるというのである (Ibid., S. 220f.)。

だが、ハーバマスはその同じ論文のなかで、理解可能性にかんする妥当性要求は他の三つの妥当性要求とは性格を異にするものだという指摘をおこなっている。すなわち、理解可能性以外の三つの妥当性要求は、コミュニケーションの成立を前提とし、そのなかではじめてかけられることになるのであり、そうした成立したコミュニケーションのなかではじめて問題化されうる可能性をはらむものとなる。それにたいして理解可能性の要求は、コミュニケーションの成立そのものにかかわるものであり、コミュニケーションが成立してしまえば、その要求は事実においてすでに履行されてしまっているといえることができる。そうしてみると、ハーバマスからすれば、真理性要求、正当性要求および誠実性要求という三つの要求は、コミュニケーションのなかでかけられる妥当性要求といえることができるけれども、理解可能性はむしろコミュニケーションが成立するための前提条件にかかわる要求であり、コミュニケーションのなかでかけられる要求といえることができない。このように「真理論」においては、妥当性要求として、まずはじめに理解可能性も含めた四つの要求を呈示しながらも、理解可能性の要求は、むしろコミュニケーションの前提条件にかかわるものとして他の三つのものとは区別すべきものとされているのであり、コミュニケーションのなかで取り上げられる妥当性要求としては、真理性、正当性および誠実性という三つのものだけが取り扱われるべきだとする主張をおこなうのである (Ibid., S. 222.)。

こうした基本的視座が、ここでの妥当性要求にかんする分類にも継承されているといえることができる。つまり『コミュニケーション行為の理論』においては、真理性要求、正当性要求および誠実性要求という三つのものが妥当性要求の基本的な下位類型とさ

- れているのであり、理解可能性はコミュニケーションそのものの条件にかかわるものとして、これら三つの妥当性要求とは論理水準を異にするものと位置づけられているといえよう (Vgl. TKH, I, S. 401, 416. 邦訳(中)、37、52頁)。
- 5) TKH, I, S. 149, II, S. 183f. 邦訳(上)、150頁。丸山他訳『コミュニケーション的行為の理論』(下)、未来社、1987年、18-19頁。
  - 6) TKH, I, S. 116, 123. 邦訳(上)、122、128-129頁。VE, S. 584f.
  - 7) TKH, I, S. 126. 邦訳(上)、131頁。
  - 8) TKH, I, S. 123f, II, S. 191f. 邦訳(上)、129頁、(下)、27-28頁。VE, S. 589.
  - 9) TKH, II, S. 203f. 邦訳(下)、38-40頁。
  - 10) TKH, I, S. 411. 邦訳(中)、47頁。
  - 11) TKH, I, S. 411f. 邦訳(中)、47-48頁。
  - 12) TKH, I, S. 412. 邦訳(中)、48頁。
  - 13) TKH, I, S. 414. 邦訳(中)、50頁。
  - 14) TKH, I, S. 414. 邦訳(中)、50頁。
  - 15) TKH, I, S. 437. 邦訳(中)、72頁。
  - 16) 佐藤慶幸氏や尾関周二氏は、この点に於いてハーバマースの理論展開には不整合な点があるとみなしている。まず佐藤氏によれば、ハーバマースは一方においてコミュニケーション行為という用語を意思疎通に指向した行為即ち指すものとしているのになら、他方においては、規範に規制された行為やドラマトルギカルな行為と対比される行為(その意味において佐藤氏によれば「対話的行為」と表現すべき行為)を指すものとしており、この点においてハーバマースの理論は混乱をきたしているという(佐藤慶幸『ウェーバーからハーバマースへ』世界書院、1986年、113、136-139頁)。また尾関氏も、佐藤氏の指摘を受けて、基本的な行為類型を説明するにあたってはコミュニケーション行為を規範に規制された行為やドラマトルギカルな行為と同列に扱っているのに (Vgl. TKH, I, S.126-128.邦訳(上)、132-133頁)、言語に媒介された相互行為の純粋型を取り扱う局面になると (Vgl. TKH, I, S. 437-439. 邦訳(中)、72-73頁)、規範に規制された行為やドラマトルギカルな行為と対比されるべきところにコミュニケーション行為が見当たらないと、疑問を提起している(尾関周二『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』大月書店、1989年、121-122頁)。しかし、本稿でこれまで明らかにしてきたように、ハーバマースの理論を綿密に検討するならば、ハーバマースは意思疎通に指向した行為即ち指すものをコミュニケーション行為と規定しているのであり、目的活動には還元されえないコミュニケーション行為の論理構造こそを明示化しようとしたのであった。そうした分析のなかからハーバマースは、妥当性要求の呈示と相互承認という過程をコミュニケーション行為の基本的な特質としてつかみだしたのであり、そこで獲得された視座から、コミュニケーション行為の下位類型が構築されることになる。したがって、コミュニケーション行為理論においては、そうした論理構造のもとに、規範に規制された行為やドラマトルギカルな行為も、コミュニケーション行為の下位類型として位置づけられることになるのである。ハーバマースの理論展開を理解するにあたって重要なのは、このような論理構造であると思われる。
  - 17) TKH, I, S. 437f. 邦訳(中)、72-73頁。
  - 18) TKH, I, S. 405f. 邦訳(中)、41-42頁。
  - 19) TKH, I, S. 406f. 邦訳(中)、42-43頁。
  - 20) TKH, I, S. 436. 邦訳(中)、71頁。
  - 21) TKH, I, S. 407f. 邦訳(中)、43-44頁。
  - 22) TKH, I, S. 447. 邦訳(中)、79頁。
  - 23) TKH, I, S. 447. 邦訳(中)、79-80頁。
  - 24) こうした点においても、われわれは佐藤慶幸氏と見解を異にしている。佐藤氏の考え方にしたがえば、ハーバマースの *kommunikatives Handeln* の核心は、その「対話的行為」と訳出すべき側面にこそみいださなければならない。氏によれば、対話的行為の概念には、「命題の真理性要求、規範の妥当性要求、そして体験あるいは主観の真実性要求が、言語を媒介とする他者との直接的な『対話』において、その妥当性をめぐって討議され、相互主観的な諒解に達すれば、それが行為調整のメカニズムとして作用することが含意されていた」という(佐藤、前掲書、136-137頁)。そうしてみると佐藤氏は、行為者じしんが妥当性要求を主題化し、討議をおこない、それによって合意に到達する過程をことのほか重視しているのであり、そうした行為のあり方を『コミュニケーション行為の理論』のなかから読みとろうとしているといえよう。しかもそのさい佐藤氏は、そうした行為の意義を *kommunikatives Handeln* の概念によってハーバマースじしんが主張している、として

いるのである(この点については、佐藤慶幸『生活世界と対話の理論』文眞堂、1991年、188頁、注(6)、をも参照されたい)。だが、すでに明らかにしてきたように、ハーバマースのいうコミュニケーション行為においては、妥当性要求が主題化される必要はないのであり、ハーバマースの理論においては、妥当性要求そのものを主題化する討議とコミュニケーション行為とは、明確に区別されているのである。

たしかに佐藤氏も、最近の論考においては、「日常の自明性にもとづくコミュニケーション的行為と発話内容の妥当性をめぐってのディスクルスを行う対話的行為とを区別しなければならない」(佐藤、同書、264頁)とのべ、コミュニケーション行為と討議との概念上の区別に注意を払っている。だが、そうであっても、kommunikatives Handelnの概念をめぐってハーバマースじしんに不明確な点があるとする主張については、堅持しつづけているように思われる(この点については、佐藤、同書、270頁、注(8)、を参照)。

こうした論点を取り扱うにあたって強調しておきたいのは、次のような点である。すなわち、こうした論点は、たんにハーバマース理論における概念解釈のいかんをめぐる問題にとどまるものではなく、ハーバマース理論のアクチュアリティをどこに求めるかという問題にもかかわってくる、という点である。佐藤氏がハーバマース理論のなかからやや強引に「対話的行為」の概念を読みとり、そのインプリケーションを強調しているのも、そうした点にこそハーバマース理論のアクチュアリティをみいだしようと考えているからであろう。佐藤氏は、自由な諸個人の形成するアソシエーションに注目することによって現代社会のあり方をみなおそうとしている。そうした課題意識があるからこそ、そうしたところを基礎づけるものとして、ハーバマース理論のなかから「対話的行為」という概念を取りだそうとした、ということができよう(この点については、佐藤『ウェーバーからハーバマースへ』5-25頁、を参照)。

ここでは詳説することができないが、われわれからすると、氏が構想するのはちがった方向にハーバマース理論のアクチュアリティを求めることもできるように思われる。むしろハーバマースは、自覚的な主体にのみ着目するのではなく、日常的な行為

連鎖のあり方に注目し、そのなかから批判可能な妥当性要求の呈示と承認という過程を読みとることをつうじて、ひとびとの日常的なコミュニケーションが生活世界の合理化をもたらすという論理を探究しようとしている、ということもできるだろう。こうした論点については、機会をあらためて検討を深めていくことにしたい。

- 25) VE, S. 571.
- 26) VE, S. 576f.
- 27) VE, S. 574f.
- 28) TKH, II, S. 193f. 邦訳(下)、29頁。
- 29) Vgl. TKH, I, S. 383f. 邦訳(中)、21頁。
- 30) TKH, I, S. 384f. 邦訳(中)、21-22頁。
- 31) TKH, I, S. 447. 邦訳(中)、79頁。
- 32) TKH, I, S. 446f. 邦訳(中)、79頁。
- 33) TKH, I, S. 114. 邦訳(上)、120-121頁。
- 34) TKH, I, S. 37. 邦訳(上)、42頁。
- 35) TKH, I, S. 386f. 邦訳(中)、23-24頁。
- 36) TKH, I, S. 446-449. 邦訳(中)、78-81頁。
- 37) TKH, I, S. 28. 邦訳(上)、33頁。
- 38) TKH, I, S. 461-474, 489-518. 邦訳(中)、100-113、130-155頁。いうまでもなくここでのこうした表現は、ホルクハイマーとアドルノにたいするハーバマースによる解釈に依拠している。ハーバマースによるそうした解釈の方向性に依拠したのでは、ホルクハイマーとアドルノの理論からそのポテンシャルをくみだせないのではないか。そうした問題提起については、次の論考を参照。徳永恂「アドルノ 対 ハーバマース？」(徳永恂編『フランクフルト学派再考』弘文堂、1989年)。ホルクハイマーとアドルノにたいするハーバマースの解釈が有する問題性については、機会をあらためて検討をくわえてみることにしたい。
- 39) TKH, I, S. 449. 邦訳(中)、81頁。
- 40) E. Husserl, *Die Krisis der europäischen Wissenschaften und die transzendente Phänomenologie*, *Husserliana* Bd. VI, The Hague, 1954. 細谷・木田訳『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』中央公論社、1974年。A. Schütz, *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt*, Wien, 1932. 佐藤嘉一訳『社会的世界の意味構成』木鐸社、1982年。A. Schütz und Th. Luckmann, *Strukturen der Lebenswelt*, Frankfurt am Main, 1979. シュッツが1932年に公刊した『社会的世界の意味構成』には、生活世界という用語は

- まだ登場していないけれども、実質的には生活世界論が展開されているとみることができる。
- 41) TKH, I, S. 451f. 邦訳(中)、83-84頁。  
 42) TKH, I, S. 384f. 邦訳(中)、21-22頁。  
 43) TKH, II, S. 182. 邦訳(下)、17頁。  
 44) TKH, II, S. 203f. 邦訳(下)、38-39頁。  
 45) TKH, II, S. 208f. 邦訳(下)、43-44頁。  
 46) TKH, II, S. 203. 邦訳(下)、38頁。  
 47) TKH, II, S. 218f. 邦訳(下)、52-53頁。  
 48) TKH, II, S. 267-269. 邦訳(下)、100-102頁。  
 49) TKH, II, S. 269f. 邦訳(下)、102-103頁。  
 50) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。  
 51) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。  
 52) TKH, II, S. 269f. 邦訳(下)、103頁。  
 53) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。  
 54) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。  
 55) TKH, II, S. 275. 邦訳(下)、108頁。  
 56) TKH, II, S. 273. 邦訳(下)、106頁。  
 57) TKH, II, S. 273. 邦訳(下)、105-106頁。  
 58) T. Parsons, *Sociological Theory and Modern Society*, New York, 1967, pp.297-382.  
 59) TKH, II, S. 412. 邦訳(下)、246-247頁。  
 60) TKH, II, S. 419. 邦訳(下)、253-254頁。  
 61) TKH, II, S. 414-417. 邦訳(下)、248-251頁。  
 62) TKH, I, S. 8. 邦訳(下)、16頁。  
 63) TKH, II, S. 225-228. 邦訳(下)、59-61頁。  
 64) TKH, II, S. 226. 邦訳(下)、59頁。  
 65) この視点は、ウェーバーによるモデルネの理論を再検討するための基本的視座になるとともに(TKH, II, S. 449f. 邦訳(下)、286-287頁)、アクチュアルな問題にかんするハーバマースの論議を方向づけている(Vgl. TKH, I, S. 9f. 邦訳(上)、18頁)。  
 66) たしかにそうした記述は、ハーバマース自身もおこなっている。たとえば、次の箇所を参照されたい。TKH, II, S. 471-477. 邦訳(下)、308-313頁。  
 67) こうした形でのハーバマース解釈をしめしている論考としては、次のものを参照されたい。J. Berger, "Die Versprachlichung des Sakralen und die Entsprachlichung der Ökonomie", *Zeitschrift für Soziologie*, Jg. 11, Heft 4, 1982. A. Honneth, *Kritik der Macht*, Frankfurt am Main, 1989. 河上倫逸監訳『権力の批判』法政大学出版局、1992年。ベルガーは、そうした解釈を前提にしたうえで、システムが生活世界を植民地化するという事態だけでなく、その逆の現象もまた考えられうるのだとする。すなわちベルガーは、労働のヒューマンイズム化や経済の民主化といった事態をひきあいだし、そうした事態は、コミュニケーション合理性がシステムの領域へと侵入したこととして解釈されうるのだというのである(Berger, a. a. O., S. 363.)。他方、ホネットもまた、ベルガーとほぼ同様の問題構成のもとに、ハーバマースを批判している(Honneth, a. a. O., S. 327-334. 邦訳、375-389頁)。こうしたハーバマース批判についての詳細な検討は、別の機会にあらためておこなうこととしよう。
- 68) こうした方向性でのハーバマース解釈の可能性を示唆している論文として、以下のものをも参照されたい。栗岡幹英「生活世界とシステム・再考—ハーバマースの非実体的解釈のために—」(『ソシオロジ』第35巻3号、社会学研究会、1991年)。水上英徳「ハーバマース社会理論における『生活世界』と『システム』—『二層の社会概念』の再検討—」(『社会学年報』第22号、東北社会学会、1993年)。  
 69) TKH, II, S. 180. 邦訳(下)、16頁。  
 70) TKH, II, S. 229. 邦訳(下)、66頁。  
 71) TKH, II, S. 522f. 邦訳(下)、358-359頁。  
 72) TKH, II, S. 212-216. 邦訳(下)、48-51頁。  
 73) TKH, II, S. 565-567. 邦訳(下)、402-404頁。  
 74) TKH, II, S. 523. 邦訳(下)、359頁。  
 75) たとえば、家族(TKH, II, S. 567-571. 邦訳(下)、404-407頁)、マス・メディア(TKH, II, S. 571-575. 邦訳(下)、407-411頁)、社会運動(TKH, II, S. 575-583. 邦訳(下)、411-418頁)といった主題が、こうした視座のもとに論じられることになる。  
 76) もちろん、ここでこのように論じているからといって、現代社会の時代診断にかんする論点が重要でないなどというわけでは、決してない。たとえば、山之内靖氏は、ハーバマースの理論には「歴史世界と自然世界の非言語的交流というモーメントが欠けている」とし、ハーバマースの時代診断が有する限界性を手きびしく批判している(山之内靖「システム社会と歴史の終焉」『岩波講座 社会科学の方法 [I] ゆらぎのなかの社会科学』岩波書店、1993年、51頁)。ハーバマースの時代診断にかんする問題性については、山之内氏によるこうした問題提起もふまえたうえで、あらためて検討することとしたい。